令和元年１１月

　**【悪質な訪問販売は規制されています】**

**【相　談】**

先日、インターネットの回線契約をしないかと事業者が訪ねてきた。家族を亡くして一人暮らしになったばかりだったので、当分の間はインターネットの事など考えることができないと断った。販売員は、「当分の間ですね、それでは来年早々に来るので覚えておけ」と嫌みを言って帰った。　高齢なのでインターネットの回線契約など必要ない。再度訪問されるのが怖いが会社名、担当者名などは聞いておらず拒否する方法がない。

**【アドバイス】**

　事業者の訪問拒否に関する相談は多く寄せられていますが、上手に断ることのできない高齢者などの被害は増加する傾向にあります。**インターネット回線契約は電気通信事業法の規制を受けますが、相談内容は契約前なので一般的な訪問販売として回答します。**訪問販売に関して特定商取引法では、訪問購入（事業者が消費者の自宅を訪問し買い取っていく取引）による飛び込み勧誘は禁止されていますが訪問販売では禁止されていません。しかし、事業者には次のことが禁止又は義務とされています。

・氏名などの明示義務（勧誘前に、企業名や氏名、勧誘目的であること,商品・サービスの

種類を告げなければならない）・再勧誘（一度断られた後に再び勧誘する）の禁止

・不実告知（嘘をつく）の禁止　・事実不告知（都合の悪い事実を伝えない）の禁止

・威迫・困惑（消費者に恐怖を感じさせる・困らせる）の禁止

・不退去（帰れと言っても帰らない）の禁止・書面交付（契約時に契約書面を交付）義

務等。

望まない訪問事業者が来た時の注意点としては、まずはドアを開けないことです。つめ寄られてもきっぱり断りましょう。強引な販売方法なら消費者センターや警察に連絡を取ると言いましょう。やむを得ず契約してしまっても、契約解除（契約書面を受け取って８日以内であれば無条件）をすることもできます。

悪質な事業者が訪問してきた場合には、消費者センターや警察に是非情報提供をお願いします。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。